楽楽OSS Web申込の流れについて

令和元年7月1日

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

申込サイトTOP画面

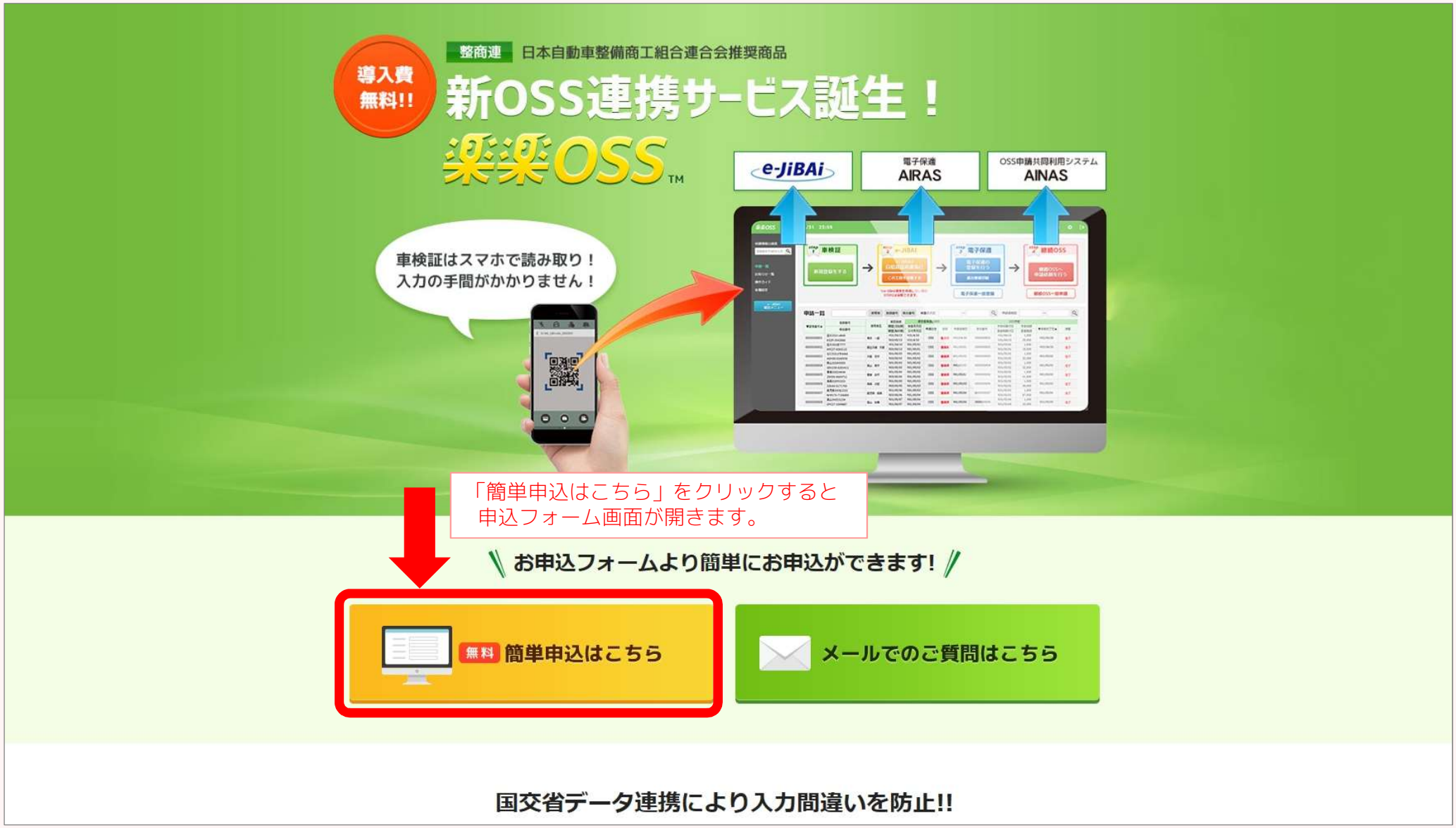

申込サイトURL：https://lp.rakuraku-oss.jp/

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

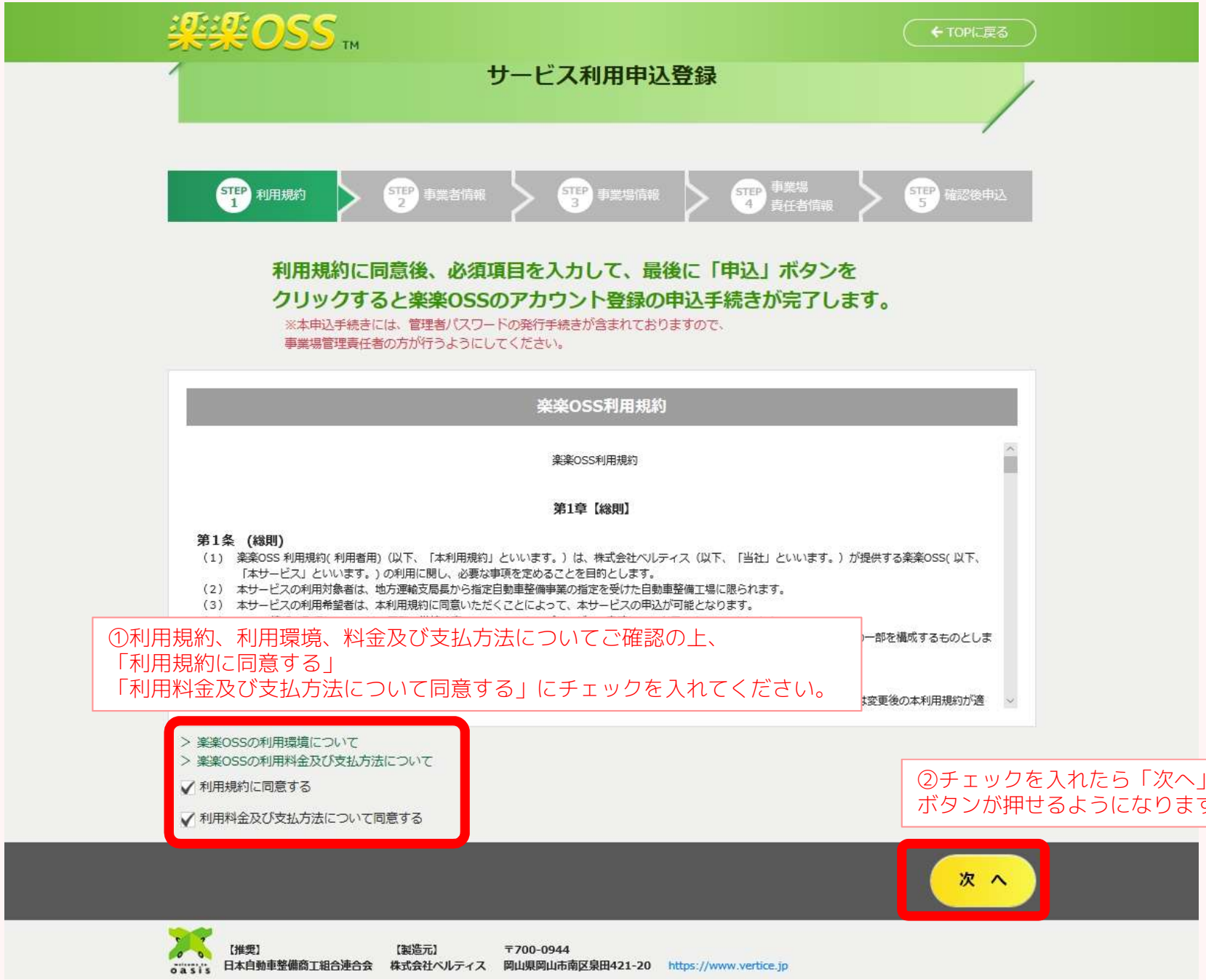

①利用規約、利用環境、料金及び支払方法についてご確認の上、
「利用規約に同意する」
「利用料金及び支払方法について同意する」にチェックを入れてください。

②チェックを入れたら「次へ」
ボタンが押せるようになります。

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

STEP2 事業者情報の入力

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

STEP3 事業場情報の入力①

事業場情報の入力を行い
「次へ」をクリックします。

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

STEP4 事業場管理責任者情報の入力

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

STEP5 確認画面

楽楽OSS™

← TOPに戻る

事業者情報の入力

事業者ID	C1234567
フリガナ	ベルティスセイビコウジョウ
事業者の氏名 または名称	株式会社ベルティス整備工場
郵便番号	700 ー 0944
都道府県	岡山県
事業者の住所	岡山市南区泉田４２１－２０
電話番号	000 ー 0000 ー 0000
FAX番号	000 ー 0000 ー 0000
請求書送付先	● 本社のみ ○ 各事業場ごと

事業場情報の入力

事業場ID	D1234567
整備工場コード	12 ー 12345
フリガナ	ベルティスジドウシャセイビ
事業場の名称	ベルティス自動車整備
郵便番号	700 ー 0944

確認を行い、「申込」ボタンをクリックすれば完了です。

戻 る　　申 込

【推奨】日本自動車整備商工組合連合会　【製造元】株式会社ベルティス　〒700-0944 岡山県岡山市南区泉田421-20　https://www.vertice.jp

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

完了画面

完了の表示が出ます。「はい」をクリックすると
画面が閉じられます。また、通知先メールアドレスに
申込を受け付けた旨のメールが届きます。

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

申込受付通知メールのイメージ

VERTICE

差出人 楽楽OSS <oss-application@vertice.jp>
件名 【楽楽OSS】お申込み受付
宛先 (自分)

返信 転送

楽楽OSSにお申込頂きまして誠にありがとうございます。
申込内容の確認とアカウント発行を行います。

尚、アカウント発行が完了しましたら、
ログイン情報をメールで送らせて頂きます。
また、コンタクトセンターよりお知らせの
お電話を入れさせて頂きます。
今しばらくお待ちいただければ、幸いに存じ上げます。

■■■■■口座振替依頼書のダウンロードについて■■■■■
楽楽OSSの利用料は株式会社アプラスの
集金代行サービスを利用いたします。
※集金代行サービスの利用手数料はお客様負担となります。
※集金代行サービスの利用明細はメールにて送付いたします。

【口座振替依頼書のダウンロード】
http://～

※口座振替依頼書の記入がまだの場合は、
　上記のURLよりダウンロードを行い、
　株式会社ベルティスまでご郵送ください。
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

このメールにお心あたりのない方は、お手数ですが、
削除していただきますようお願いいたします。

※このEメールアドレスは、配信専用です。
このメッセージに返信しないようお願いいたします。

株式会社ベルティス

© 2019 VERTICE Co., Ltd.

【記入例】（楽楽 OSS 利用者用）

太枠内はお客様記入欄となります。記入漏れのないようお願い致します。
お手元に通帳をご用意頂き、確認しながらボールペンで強くお書き下さい。
ご記入後、3 枚目と 4 枚目を返信用封筒に入れて株式会社ベルティスにご提出下さい。
楽楽 OSS 利用規約と 5 枚目（整備事業者控え）はお手元に保管して下さい。

記入日をご記入下さい。 → 記入日　20XX 年　XX 月　XX 日

お申込みになる事業者様のご署名、もしくは社印の捺印をお願い致します。

事業者情報				
フリガナ	カ）ベルティスジドウシャ	指定自動車整備事業者所在地	〒 700-0944 岡山県岡山市南区泉田 421-20	
指定自動車整備事業者の氏名または名称 捺印（社印）	株式会社 ベルティス自動車（株式会社ベルティス自動車整備工場印）	電話番号	086 - 242 - 0630	FAX 番号 086 - 242 - 0631
事業者 ID	C 1 2 3 4 5 6 7			

電子保適証システム（保適証サービス）に登録されている事業者 ID をご記入ください。

楽楽 OSS のログイン情報を通知するメールアドレスです。事業場管理責任者のアドレスをご記入ください。

自動車検査･登録申請書（OCR シート）に記入している整備工場コードをご記入ください。

事業場情報				
フリガナ	カ）ベルティスジドウシャ オカヤマホンテン	指定自動車整備事業場所在地	〒 700-0944 岡山県岡山市南区泉田 421-20	
指定自動車整備事業場の名称	株式会社 ベルティス自動車 岡山本店			
アカウント情報通知先メールアドレス	kanribu @ vertice.jp	電話番号	086 - 242 - 0630	FAX 番号 086 - 242 - 0631
拠点種別	☑ この事業場を本社扱いとする	事業場 ID	D 1 2 3 4 5 6 7	整備工場コード（左詰でご記入下さい） 1 2 - 3 4 5 6 7
利用明細送付先	☑ 本社に一括送付　☐ 各事業場ごとに送付	申請代理人拠点名称（登録車の場合）	日整連〇〇支部	申請代理人拠点 ID（登録車の場合） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
申請依頼人拠点コード	1 2 3 4 5 6 7	申請代理人拠点名称（軽自動車の場合）	〇〇協会	申請代理人拠点 ID（軽自動車の場合） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

保適証サービスに登録されている事業場 ID をご記入ください。

申請代理人は、AINAS に登録されている拠点名称と ID を登録車と軽自動車の別にご記入ください。なお、登録車と軽自動車で申請代理人が同一の場合でも各々ご記入ください。

AINAS に登録されている申請依頼人拠点コードをご記入ください。

複数拠点がある場合に、利用明細を本社に一括送付するかどうか選択してください。

認証システム識別子、営業所コード、担当者コードが不明な場合は、e-JIBAI の契約先保険会社様へお問合せください。

e-JIBAI 契約情報				
e-JIBAI 連携	使用する ・ 使用しない	e-JIBAI 契約保険会社名	ベルティス損害保険　株式会社	認証システム識別子 1 2 3
営業所（扱店）コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	担当者（扱店）コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	

保適証サービスに登録されている事業場管理責任者、自動車検査員、保安基準適合証交付者の情報をご記入ください。
尚、ID についても、保適証サービスに登録されているユーザー ID をご記入ください。

担当者情報				
管理者	☑ 事業場管理責任者　☑ 自動車検査員	保適証サービスに登録されているユーザー ID	5 6 3 8 0 2 5 1	担当者氏名 神奈川　花子
担当者①	☑ 自動車検査員　☐ 保安基準適合証交付者（代務者）		6 9 3 8 1 1 0 4	千葉　一郎
担当者②	☐ 自動車検査員　☑ 保安基準適合証交付者（代務者）		4 7 3 8 9 0 1 2	埼玉　太郎
担当者③	☐ 自動車検査員　☐ 保安基準適合証交付者（代務者）			
担当者④	☐ 自動車検査員　☐ 保安基準適合証交付者（代務者）			

その他の入力のみ実施する担当者情報や、記入しきれない場合は、楽楽 OSS のアカウント発行後にマスタ画面でご登録ください。

お取引の金融機関名･支店名を正確にご記入ください。

カナ、漢字とも、通帳などを参照し正確にご記入ください。

4 枚目、5 枚目に金融機関への届出印をご捺印ください。

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印をご捺印ください。

ゆうちょ銀行																
種目コード			種別		通帳記号（6 桁目がある場合は※欄にご記入ください）						通帳番号（右からつめてご記入ください。）					
1	6	6	3	4	1	1	1	1	0	※	1	2	3	4	5	6	7	8
払込先口座番号	00920-6-15030				払込先加入者名	株式会社アプラス					払込日：毎月 27 日（非営業日の場合はその翌営業日）							

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

捨 印（ゆうちょ銀行除く）

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）	
銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農業協同組合　支店 / 本店 / 出張所 / 御中	
預金種目	口座番号（右からつめてご記入ください。）
1 普通（総合口座）　2 当座	

フリガナ	カ）ベルティスジドウシャ　オカヤマタロウ	お届け印	
口座名義人	株式会社 ベルティス自動車 代表取締役　岡山 太郎		

※ご記入に誤りや漏れがありますと、お客様へ何度もお手数をかけることになりますので、正確にご記入下さい。

楽楽 OSS 利用規約 (利用者用)

第１章【総則】

第１条 (総則)
（１）楽楽 OSS 利用規約 (利用者用)（以下､「本利用規約」といいます。）は、株式会社ベルティス（以下､「当社」といいます。）が提供する楽楽 OSS(以下､「本サービス」といいます。) の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。
（２）本サービスの利用対象者は、地方運輸支局長から指定自動車整備事業の指定を受けた自動車整備工場に限られます。
（３）本サービスの利用希望者は、本利用規約に同意いただくことによって、本サービスの申込が可能となります。
（４）AIRIS 情報の取得については、原則、継続検査 OSS(ワンストップサービス) 申請にのみ利用できるものとします。
（５）当社が本サービス上に掲載又は提示、提供する諸注意等が存在する場合、その形式に関わらず、それらの諸注意等は、本利用規約の一部を構成するものとします。

第２条 (利用規約の変更)
当社は、必要に応じて予告なく本利用規約を変更することがあります。変更された本利用規約の施行日以降は、本サービスの利用については変更後の本利用規約が適用されるものとします。当社は､本利用規約の変更を本サービスのお知らせメニュー又はその他の手段を通じて周知します。

第２章【サービス提供時間】

第３条 (提供時間)
当社は、本サービスの提供時間を別途定めます。ただし、提供時間内であっても、利用者に予告なく本サービスの停止又は利用を制限する場合があります。なお、関連外部機関システムの運転状況等により、本サービスの運用を計画的に停止又は利用を制限する場合又は、機器メンテナンスを行う場合は、本サービスのお知らせメニューその他の手段を通じて周知するものとします。

第３章【利用申込について】

第４条 (本規約への同意)
利用者は、本サービスを利用しようとするときは、本利用規約に同意の上、当社所定の申込方法により本サービスの利用申込みを行います。

第５条 (新規利用登録の申込)
（１）本サービスの新規利用登録の申込は、当社の定める新規利用登録申込書及び口座振替依頼書に必要事項を記載し、必要書類を同封のうえ、返信用封筒にて当社に郵送して提出する場合と、本サービスのログイン画面から Web 上で必要事項を入力の上、申込を行う場合とがあります。
（２）当社は、必要に応じて、新規利用登録申込者に対し、新規利用登録申込書記載事項又は Web 上の入力内容について確認するための連絡をすることがあります。

第６条 (申込の承諾)
（１）申込に対して当社は承諾し、この承諾により新規利用登録の申込（利用契約）
が成立するものとします。ただし、当社は、次の各号に掲げる場合、申込を拒否し、又は承諾後であっても取り消すことができます。
①新規利用登録申込書の内容に虚偽の記載があるとき
②新規利用登録申込書の記載内容と前条第１項に規定する書類の内容が一致しないとき
③新規利用登録申込者が、本サービスの料金の支払いを怠る恐れがあることが明らかな とき
④新規利用登録申込者が、過去に当社との利用契約を解除された事実があり、その原因が改善されていないとき
⑤その他、当社が本サービスを提供することに不適当と判断するとき

（２）当社は、前項の承諾をした場合、ユーザーＩＤ及びパスワード等を電子メール又はその他の手段によって通知します。新規利用登録申込者は、当社からの通知が届き次第、本サービスを利用できます。

第７条 (登録内容の変更)
利用者は、利用登録事項に変更があった場合には、当社所定の方法により速やかに利用登録事項の変更申込を行うものとします。

第４章【登録情報の取り扱いと保護】

第８条 (登録情報の取り扱い)
当社は、利用者から提供された保安基準適合証情報を、利用者の機密事項としてその保護に努め、適法、適切に管理し、取り扱うものとします。

第９条 (登録情報の利用目的)
（１）当社は、利用者の承諾を得た場合を除き、利用者から提供された登録情報を本サービスの遂行のためだけに利用し、その他の目的には利用しないものとします。
（２）当社は、前項の登録情報を、法令に基づく要請があった場合及び利用者の承諾を得た場合を除き、当該利用者以外の第三者（以下､「第三者」といいます。）に開示しないものとします。

第１０条 (情報の保護)
（１）当社は、本サービスの運用保守を行うにあたって、本サービスに次に掲げる事項のセキュリティ機能を実装し、登録情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の被害に対する予防措置及び回復措置を講じるものとします。
①識別及び認証による対策
②暗号化による対策
③アクセス制限による対策
④不正アクセス監視による対策
⑤ウイルスチェックによる対策
⑥ログ情報の取得による対策
⑦建物及びマシン室への不正侵入への対策
⑧媒体の取り扱いに関する対策

（２）当社は､前項に加えて､個人情報保護に関する基本方針を定めます。これにより登録情報の 紛失､破壊､改ざん､漏えい等の被害に対する予防措置を講じるものとします。

第５章【利用者の責任】

第１１条 (利用者 ID 等の管理責任)
（１）利用者は、当社から提供を受けた利用者 ID 等を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
（２）利用者 ID 等を利用してなされた行為については、現実に利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者の行為とみなし、当該利用者は一切の責任を負わなければなりません。
（３）利用者は、利用者 ID 等が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合にはそれに従わなければなりません。

第１２条 (利用者設備等及び回線等)
（１）利用者は、本サービスを利用するにあたって、自らの費用で必要な電子計算機等（電 子計算機の本体、入出力装置、その他機器)、ソフトウエア及び電力（以下､「利用者設備等」といいます。）並びに通信機器、電気通信回線及び電力（以下､「回線等」といいます。）を用意するものとします。
（２）利用者は、当社が提示する技術的事項に適合する利用者設備等及び回線等を用意するものとします。

第１３条 (維持管理責任)
利用者は、本サービスを支障なく利用するため、及び第三者又は当社に支障を与えないために、利用者設備等及び回線等が正常に使用できる環境を維持し、管理するものとします。

第１４条 (利用者の損害賠償責任)
利用者は本サービスの利用により、第三者又は当社に損害を与えた場合 (利用者が、本利用規約上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

第１５条 (禁止事項)
本サービスの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。
①本サービスを本利用規約に反する目的で使用し又は使用しようとすること
②本サービスをウィルスの送付および不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとすること
③行政書士法その他関係法令に違反する行為を行うこと
④その他本サービスの管理および運営に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと

第１６条 (関係法令等の遵守等)
利用者は、善良な管理者の注意をもって関係法令および利用規約を遵守して本サービスを利用するとともに、本サービスの利用に伴って生じる情報および通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）等を管理しなければなりません。

第６章【料金】

第１７条 (料金)
（１）利用者は、本サービスを利用する料金を集金代行サービスにて当社に支払うものとします。
（２）利用者は、集金代行サービスにかかる手数料を負担するものとします。
（３）当社は、料金および支払についての詳細事項を別途定めます。

第１８条 (払い戻し)
当社は、本サービスに関して利用申込後に利用者から受領した料金、その他の債務の払戻しは行いません。

第７章【利用中止及び停止】

第１９条 (利用中止の申込)
（１）利用者は、いつでも、本サービスの利用を終了することができます。
（２）利用者は本サービスの利用を終了するときは、当社所定の方法により、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。
（３）本サービスの利用関係は、当社が前項の通知を受けた日をもって終了します。
（４）当社は、第２項の通知を受けたときは、速やかに当該利用者の利用登録を抹消します。

第２０条 (中止した者による利用の再開)
利用を中止した指定自動車整備事業場が再び本サービスの利用を希望する場合は、改めて新規利用登録の申込を行うものとします。ただし、料金の支払いを怠っている場合、その支払いを終えた後でなければ新規利用登録の申込を行うことができません。

第２１条 (当社が行う利用登録の停止)
（１）当社は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、利用者の利用登録を抹消することができます。
①利用者が、本規約に定める義務に反したとき
②利用者が、支払期限３ヶ月経過後も料金を支払わないとき
③利用者が、行政庁からの指定取消等処分、強制執行、支払停止又は破産申し立てその他の事由により料金の支払いその他の債務の履行が困難になったと認められるとき、又は債務の履行を明確に拒絶しているとき
④その他、当社が前３号に類すると判断したとき

（２）当社は、前項に基づき利用者の利用登録を抹消するときは、利用の終了の１週間前までにその理由および利用登録を抹消する旨を通知することとし、当該通知の発信から１週間の経過日をもって本サービスの利用を終了します。ただし、当該通知については、当社に届出されている内容の範囲内とします。

第２２条 (停止された者による利用の再開)
前条１項各号により利用を停止された利用者が再び本サービスの利用を希望する場合は、利用停止の理由が改善されたことが当社において認められた後でなければ利用を再開することができません。

第２３条 (残存債務)
利用を停止された指定自動車整備事業場は、利用停止後に当社が請求する料金及び未払金等、残存債務の全額を一括して支払うものとします。

第８章【利用の制限、提供停止及び休廃止】

第２４条 (利用の制限、提供停止)
（１）当社は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスを停止し又は利用を制限することがあります。
①天災事変その他非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき
②サイバーテロ又は本サービスの故障等、本サービスの保守上やむをえないとき
③電気通信事業者の都合により、通信回線の使用ができないとき
④その他、前各号に類する事由が生じたとき

（２）当社は、前項各号により本サービスを停止又は利用を制限することが予測可能な場合、各種媒体を通じて周知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第２５条 (休廃止)
当社は、本サービスの全部又は一部を休止又は廃止することがあります。この場合は、前条第２項の規定を準用するものとします。

第９章【雑則】

第２６条 (通知及び連絡等)
（１）当社は、本サービスのお知らせ又はホームページその他の手段を通じて利用者に随時必要な事項の通知及び連絡等を行います。
（２）前項の通知及び連絡等は、当社が利用者に当該通知及び連絡等を発信したときに、効力が生じます。

第２７条 (機密保持)
（１）利用者および当社は、本サービスの利用に関連して相手方から紙媒体、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供され、又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、法令に基づく場合又は利用者システムの構築に従事する者に使用させる場合を除き、開示を受けた目的を超えて利用してはならず、また、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。
（２）前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料および情報は、機密情報に含まれないものとします。
①既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
②既に保有しているもの
③守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
④相手方から書面により開示を承諾されたもの
⑤機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

（３）利用者および自動車情報利活用促進協会は、相手方から提供を受けた機密情報について、本サービスの利用および利用者システムの構築の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
（４）機密情報の提供、受領については、書面をもって行うものとします。
（５）本条の機密保持義務は、利用登録の抹消後３年間継続するものとします。

第２８条 (システムに関する知的財産権)
（１）本サービスに関するプログラムおよびその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、当社に帰属します。
（２）利用者は、本サービスに関するプログラムおよびその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うに当たっては、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
①本利用規約に従って本サービスを利用するためにのみ使用すること
②改変、編集および頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこと

第２９条 (免責事項)
（１）当社は、本サービスの利用により利用者又は利用者と第三者との間で生じたトラブルに起因する損害について一切の責任を負いません。
（２）当社は、本サービスの利用の制限、停止、休止等により発生した利用者又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第３０条 (セキュリティ管理体制等)
当社は、情報セキュリティ・ポリシーを定め、これに基づき本サービスのセキュリティ管理体制および管理方法について適切に実施します。

第３１条 (個人情報の保護)
当社は、利用者の個人情報の収集、利用、提供および公表等に当たり､「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年５月 30 日法律第 57 号および「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JISQ15001) の遵守の徹底を図り、当社の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に実施します。

第３２条 (反社会的勢力の利用排除)
利用者は、本サービスの利用申込をするときは、次に定める事項を表明し、保証するものとします。
（１）自己および自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「関係者」といいます。）が、暴力団､暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
（２）自己および自己の関係者が反社会的勢力を利用しないこと。
（３）自己および自己の関係者が反社会的勢力に資金等の提供、便宜の 供与等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
（４）自己および自己の関係者が反社会的勢力と関係を有しないこと。
（５）自己が自ら又は第三者を利用して、当社又は他の利用者その他の関係者
(以下本号および次項で「相手方」といいます。) に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉･信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害しないこと。

当社は、利用者が前項に違反したと認めるときは、通知・警告その他の手続を要しないで、直ちに利用登録の抹消をすることができます。この場合、利用者は、相手方に生じた全ての損害を賠償しなければなりません。

第３３条 (定めのない事項)
当社は、本規約をはじめ、本サービスの提供に係る諸規程に記載のない実施上必要な細目について必要に応じて別途定め、各種媒体を通じて周知します。

第３４条 (合意管轄裁判所)
本サービスの利用に関連して利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則 本規約は、令和元年６月１日から適用し、効力を発するものとします。

楽楽 OSS 利用申込書兼初期設定依頼書

ベルティス控え

記入日及び下記太枠の中をご記入、ご捺印のうえ、ご返送ください。

記入日	年	月	日

事業者情報	フリガナ		指定自動車整備事業者所在地	〒	
	指定自動車整備事業者の氏名または名称 捺印（社印）	印	電話番号	－ －	FAX番号 － －
	事業者ID	C			

事業場情報	フリガナ			指定自動車整備事業場所在地	〒	
	指定自動車整備事業場の名称					
	アカウント情報通知先メールアドレス	@		電話番号	－ －	FAX番号 － －
	拠点種別	□ この事業場を本社扱いとする		事業場ID	D	整備工場コード（左詰でご記入下さい） －
	利用明細送付先	□ 本社に一括送付 □ 各事業場ごとに送付	申請代理人拠点名称（登録車の場合）		申請代理人拠点ID（登録車の場合）	
	申請依頼人拠点コード		申請代理人拠点名称（軽自動車の場合）		申請代理人拠点ID（軽自動車の場合）	

※申請依頼人拠点コードは、申請共同利用システム（AINAS）で利用している依頼人拠点コードをご記入ください。

e-JIBAI契約情報	e-JIBAI連携	使用する ・ 使用しない	e-JIBAI契約保険会社名		認証システム識別子
	営業所（扱店）コード		担当者（扱店）コード		

※e-JIBAI連携の契約がない場合でも楽楽OSSは利用可能です。※不明な項目がある場合は、契約先の保険会社様にお問合せください。

担当者情報	管理者	□ 事業場管理責任者 □ 自動車検査員	保適証サービスで使用しているユーザーID		担当者氏名	
	担当者①	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）				
	担当者②	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）				
	担当者③	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）				
	担当者④	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）				

※保適証サービス（電子保適証システム）に登録されている事業場管理責任者、自動車検査員、保安基準適合証交付者の情報をご記入ください。
IDについても、保適証サービスに登録されているユーザーIDをご記入ください。
※その他の入力のみを実施する担当者情報や、記入しきれない場合は、楽楽OSSのアカウント発行後にマスタ画面でご登録ください。

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

私は、利用規約の内容に同意のうえ楽楽OSSの利用申込を行い、その料金については、株式会社ベルティスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替（自動払込み）により支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ、依頼いたします。

金融機関コード		支店コード		振替（払込）日：毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）

下記太枠の中のみご記入、お届出印をご捺印のうえ、ご返送ください。※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印をご捺印ください。

ゆうちょ銀行	種目コード	種別	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右からつめてご記入ください。）
	1 6	6 3	4 1 0 ※	
	払込先口座番号	00920-6-15030	払込先加入者名	株式会社アプラス
	払込日：毎月27日	非営業日の場合はその翌営業日		

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

捨印（ゆうちょ銀行除く）

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）		
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 本店 出張所 御中	
預金種目	口座番号（右からつめてご記入ください。）	
1 普通（総合口座） 2 当座		

フリガナ		お届け印	
口座名義人			

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
3 この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
4 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
5 上記会員番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
6 この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

振替日　株式会社アプラスの指定する日（休日の場合は翌金融機関営業日）
振替開始日　株式会社アプラスの事務手続完了次第

取扱店日附印

金融機関記入欄			検印		印鑑照合	受付印
	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし				
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違				
	3. 預金種目相違	8. その他				
	4. 口座番号相違	（　　）				
	5. 名義人相違					

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、
左記概要箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。
返送先
〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル17階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

書類の流れ　指定整備事業者→株式会社ベルティス

楽楽 OSS 利用申込書兼初期設定依頼書

記入日	年	月	日

金融機関行き

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

私は、利用規約の内容に同意のうえ楽楽 OSS の利用申込を行い、その料金については、株式会社ベルティスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替（自動払込み）により支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ、依頼いたします。

金融機関コード					支店コード				振替（払込）日：毎月 27 日（休業日の場合はその翌営業日）

下記太枠の中のみご記入、お届出印をご捺印のうえ、ご返送ください。※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印をご捺印ください。

ゆうちょ銀行	種目コード		種別		通帳記号（6 桁目がある場合は※欄にご記入ください）					通帳番号（右からつめてご記入ください。）
	1	6	6	3	4	1			0	※
	払込先口座番号	00920-6-15030	払込先加入者名	株式会社アプラス	払込日：毎月 27 日（非営業日の場合はその翌営業日）					

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

捨印（ゆうちょ銀行除く）

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 本店 出張所 御中
	預金種目	口座番号（右からつめてご記入ください。）
	1 普通（総合口座） 2 当座	

フリガナ		お届け印	
口座名義人			

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
3 この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
4 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
5 上記会員番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
6 この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

振替日　株式会社アプラスの指定する日（休日の場合は翌金融機関営業日）
振替開始日　株式会社アプラスの事務手続完了次第

取扱店日附印

金融機関記入欄			検印		印鑑照合	受付印
	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし				
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違				
	3. 預金種目相違	8. その他				
	4. 口座番号相違	（　　）				
	5. 名義人相違					

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、左記概要箇所に〇印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

返送先
〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目 2 番 3 号マルイト難波ビル 17 階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

書類の流れ　指定整備事業者→株式会社ベルティス→株式会社アプラス→金融機関

楽楽 OSS 利用申込書兼初期設定依頼書

記入日及び下記太枠の中をご記入、ご捺印のうえ、ご返送ください。

記入日	年	月	日

事業者情報

フリガナ		指定自動車整備事業者所在地	〒
指定自動車整備事業者の氏名または名称 捺印（社印）	印	電話番号	－ －
		FAX番号	－ －
事業者 ID	C		

事業場情報

フリガナ			指定自動車整備事業場所在地	〒	
指定自動車整備事業場の名称					
アカウント情報通知先メールアドレス	@		電話番号	－ －	FAX番号 － －
拠点種別	□ この事業場を本社扱いとする		事業場 ID	D	整備工場コード（左詰でご記入下さい） －
利用明細送付先	□ 本社に一括送付 □ 各事業場ごとに送付	申請代理人拠点名称（登録車の場合）		申請代理人拠点 ID（登録車の場合）	
申請依頼人拠点コード		申請代理人拠点名称（軽自動車の場合）		申請代理人拠点 ID（軽自動車の場合）	

※申請依頼人拠点コードは、申請共同利用システム（AINAS）で利用している依頼人拠点コードをご記入ください。

e-JIBAI 契約情報

e-JIBAI 連携	使用する ・ 使用しない	e-JIBAI 契約保険会社名		認証システム識別子	
営業所（扱店）コード		担当者（扱店）コード			

※e-JIBAI 連携の契約がない場合でも楽楽 OSS は利用可能です。※不明な項目がある場合は、契約先の保険会社様にお問合せください。

担当者情報

管理者	□ 事業場管理責任者 □ 自動車検査員	保適証サービスで使用しているユーザー ID		担当者氏名
担当者①	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）			
担当者②	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）			
担当者③	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）			
担当者④	□ 自動車検査員 □ 保安基準適合証交付者（代務者）			

※保適証サービス（電子保適証システム）に登録されている事業場管理責任者、自動車検査員、保安基準適合証交付者の情報をご記入ください。
ID についても、保適証サービスに登録されているユーザー ID をご記入ください。
※その他の入力のみを実施する担当者情報や、記入しきれない場合は、楽楽 OSS のアカウント発行後にマスタ画面でご登録ください。

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

私は、利用規約の内容に同意のうえ楽楽 OSS の利用申込を行い、その料金については、株式会社ベルティスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替（自動払込み）により支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ、依頼いたします。

金融機関コード		支店コード		振替（払込）日：毎月 27 日（休業日の場合はその翌営業日）

下記太枠の中のみご記入、お届出印をご捺印のうえ、ご返送ください。※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印をご捺印ください。

ゆうちょ銀行

種目コード	種別	通帳記号（6 桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右からつめてご記入ください。）
1 6	6 3 4	1 0 ※	
払込先口座番号	00920-6-15030	払込先加入者名	株式会社アプラス
払込日：毎月 27 日	非営業日の場合はその翌営業日		

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

捺印（ゆうちょ銀行除く）

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 本店 出張所 御中
預金種目	口座番号（右からつめてご記入ください。）
1 普通（総合口座） 2 当座	

フリガナ		お届け印	
口座名義人			

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
3 この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
4 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
5 上記会員番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
6 この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

振替日　株式会社アプラスの指定する日（休日の場合は翌金融機関営業日）
振替開始日　株式会社アプラスの事務手続完了次第

取扱店日附印

金融機関記入欄			検印		印鑑照合	受付印
	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし				
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違				
	3. 預金種目相違	8. その他				
	4. 口座番号相違	（　　）				
	5. 名義人相違					

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、左記概要箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。
返送先
〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目 2 番 3 号マルイト難波ビル 17 階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

整備事業者控え

書類の流れ　指定整備事業者→株式会社ベルティス

（5 枚目）